高等学校等就学支援金の手続について（お知らせ）

高等学校等就学支援金（授業料に対する支援）の支給を受ける場合、以下の手続が必要となりますので、必ず期限までに手続をしていただくようお願いします。

※期限までに手続をされない場合、高等学校等就学支援金の支給は受けられません
（期限後も手続はできますが、手続をするまでの期間の就学支援金は支給されません）

☆必要書類

①高等学校等就学支援金受給資格認定申請書（初回時）
②個人番号カード（写）等貼付台紙

提出期限：令和6年４月22日（月曜日）
提 出 先：本校舎1F 会計室

※就学支援金の支給区分について

保護者全員の所得確認基準額の合計	支給区分	支給月額(※)		注意事項
		全日制	通信制（単位制）	
154,500円未満	加算あり	33,000円	１単位あたり年間4,812円を基本としますが、履修単位、履修期間等により異なりますので、学校にお問い合わせください	※授業料額が上限となりますので、記載の額より実際の支給額が低くなることがあります。
154,500円～304,200円未満	加算なし	9,900円		

令和6年7月以降は令和6年度の住民税課税状況に基づき、支給区分の見直しを行います。
今回マイナンバーを提出いただき、認定された方は、７月に改めて手続きいただく必要はありません。
所得制限となった方で７月以降の再申請を希望される方は、改めて手続きが必要です。

～所得確認基準額とは～
以下の計算式により算出します。

〔計算式〕
市町村民税の課税標準額×６％－市町村民税の調整控除の額※
※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。

見本

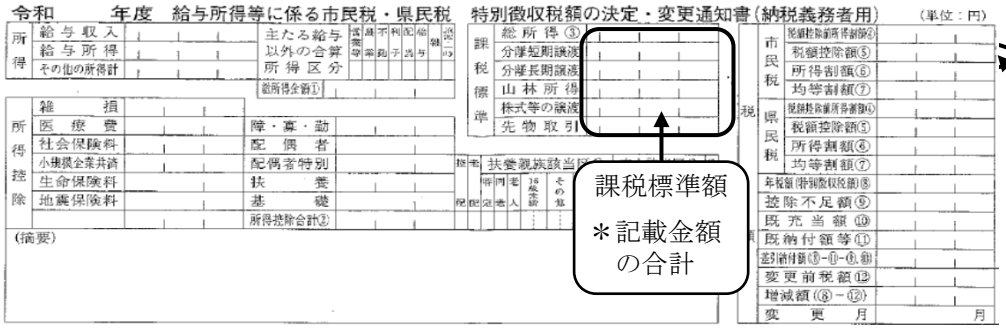

調整控除の額は、税額控除額に含まれます。

【調整控除額】
概ね1,500円～60,000円

※令和６年４月～６月分については、生徒本人が平成19年１月２日～４月１日生まれの場合、保護者（保護者が２名の場合は一方）の課税標準額から33万円を控除します。

お問い合わせ：六甲学院　会計室　電話番号　078-871-4566